

「ぺるりん」着ぐるみ運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は「下田のご当地キャラクター ペるりん」(以下、「ぺるりん」という。)の着ぐるみを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用許可申請)

第2条 着ぐるみを使用しようとする者は、ぺるりん着ぐるみ使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、「ぺるりん運営委員会 運営委員長」(以下、「委員長」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、委員長が下田商工会議所の宣伝活動・広報活動の趣旨に基づき使用を認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項の申請書は、使用日3日前までに提出しなければならない。ただし、委員長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。
- 3 前項に定める日が、土日及び祝祭日に当たる場合は、その前日までとする。
- 4 委員長は、着ぐるみの使用の目的が適当と認めた場合は、ぺるりん着ぐるみ使用許可書(様式第2号)により使用を許可する。

(使用の許可の制限)

第3条 委員長は、前条の申請があつた場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を許可しない。

- (1) 下田商工会議所の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政党、宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、委員長が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。

- 2 委員長は、着ぐるみの使用が不適当と認めた場合は、ぺるりん着ぐるみ使用不許可書(様式第3号)により通知する。

(使用期間)

第4条 着ぐるみの使用期間は、原則として5日間以内とする。

(使用料)

第5条 下表のとおりとする。

商工会議所会員	5,000円/日
商工会議所非会員	10,000円/日
報道目的・学校教育での利用	無償

※特例：但し委員長の判断により、上記料金を変更する場合もある。

※アクター、アテンドを希望する場合は要相談。

(遵守事項)

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) その他、委員長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかった場合、又はその他この規程に違反した場合は、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修復又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規程に関わらず、委員長が、着ぐるみの修復又はクリーニングを求めた場合は、使用者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月14日より施行する。